

日本脳炎の予防接種について（お知らせ）

《特例措置用》

【日本脳炎について】

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。人から直接ではなく、ブタなどの体中で増えたウイルスが、コガタアカイエカなどの蚊によって媒介されます。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。人から人への感染はありません。

国内での患者発生は、西日本地域が中心ですが、日本脳炎ウイルスは日本全体に分布しています。飼育されているブタでの流行は、毎年6月から10月頃まで続きますが、この間に、地域によっては、約80%以上のブタが感染しています。以前は、小児、学童に多く発生していましたが、予防接種の普及、環境の変化などで減少し、最近では予防接種を受けていない高齢者を中心に患者が発生しています。

感染者のうち、100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

【乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについて】

日本脳炎ウイルスをVero細胞（アフリカミドリザル腎臓由来株化細胞）で増殖させて、得られたウイルスを採取し、ホルマリンで不活化（感染原性をなくすこと）した後、精製し、安定剤を加え、凍結乾燥したワクチンです。

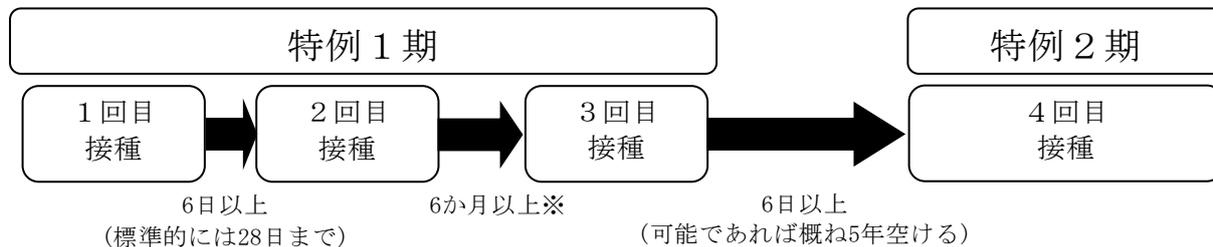
【副反応】

主な副反応としては、局所反応として、紅斑、内出血、疼痛、腫脹、そう痒感など、全身の反応として、発熱、発疹、じんましん、頭痛、せきなどがあります。また、重大な副反応としては、極めてまれにショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、けいれん、血小板減少性紫斑病、脳炎・脳症があらわれることがあります。

【対象者】

対象年齢	接種年齢	接種回数
H15. 4. 2～H19. 4. 1生まれの者	20歳未満	合計4回のうち、不足している回数

【接種方法】 2回目以降の接種は、ワクチンを接種した日の翌日から起算してください。



※H15. 4. 2～H19. 4. 1生まれの者でH23. 5. 20までに1回以上接種をしている者は6日以上

【費用】 無 料 ※同封の予診票を使用してください。

【受け方】 希望する医療機関へ電話をして、接種日時を予約してください。

【実施場所】

- ・高松市予防接種実施協力医療機関（別紙の実施協力医療機関一覧表を御覧ください。）
- ・香川県広域予防接種協力医療機関（香川県内の医療機関のうち、高松市外で接種を御希望の場合は、接種希望の医療機関（一部実施できない医療機関もあります）又は高松市感染症対策課にお問い合わせください。）

【持参するもの】

- ① 母子健康手帳（接種歴を確認するとともに、予防接種を受けたことを記録します。）
- ② 健康保険証等住所及び生年月日が確認できるもの（高松市民であることと接種対象年齢であることを確認するため。）

【転出した場合】

予防接種は住民票のある市町村での取り扱いになります。転出された場合は、高松市の予診票は使用できません。予防接種の受け方については、転出先の市町村にお問い合わせください。

《裏面も必ずお読みください》

【予防接種を受ける前に】

(1) 注意をすること

- ① このお知らせをよく読んで、理解した上で受けましょう。わからない点は医師に質問してください。
- ② 体調が悪ければ延期し、体調の良いときに受けるようにしましょう。
- ③ 予防接種を受けるお子様の当日の状態をよく観察し、予診票に責任を持って記入をお願いします。
- ④ 体温は、接種直前に医療機関で測ってください。明らかに熱のある人（37.5℃以上）は、接種を受けられません。
- ⑤ 予診（予診票と診察）の結果、接種が受けられるなら、医師の説明をよく聞いて、最後に予診票の保護者の欄の“同意します”にマルをして、接種に連れて行っている人の氏名を記入して、接種を受けてください。
- ⑥ 接種後は、30分位医療機関内又はすぐに連絡のとれる範囲で観察してください。
- ⑦ 入浴は差しつかえありませんが、接種部位をこすったり、激しい運動や特に疲れるようなことはやめましょう。
- ⑧ 接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます。）している人
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人
「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起きる強いアレルギー反応で、発汗、顔が急に腫れる、全身にじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④ 上の①～③に当てはまらなくても、医師が接種不相当と判断した人

(3) 予防接種を受ける前に、医師とよく相談しなければならない人

以下①～⑤に該当すると思われる人は、かかりつけ医がいる場合には必ず前もって診てもらい、その医師のところで接種を受けるか、あるいは診断書又は意見書をもらってから予防接種を受けるようにしてください。

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの基礎疾患がある人
- ② 予防接種で、接種後2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ ワクチンには、その製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものがあるので、これらにアレルギーがあるといわれたことのある人

【副反応が起こった場合】

予防接種のあと、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの感染症がたまたま重なって発症することがあります。

予防接種を受けたあと、注射部位のひどい腫れ・高熱・ひきつけなどの症状があったら、必ず接種を受けた医師に相談し、特に症状の強いときは、医師の診察を受けてください。

【健康被害救済制度について】

定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じ、その健康被害が接種を受けたことによるものであると認められた場合は、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

【問い合わせ先】 高松市感染症対策課 TEL (087) 839-2870 FAX (087) 813-0221